

## 公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）  
の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業（以下「個人タクシー事業」という。）に限る。）の許可並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）申請者に対して実施する法令及び地理の試験（以下「試験」という。）の実施方法等を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年 1 月 3 1 日

関東運輸局長 上 子 道 雄

### 記

#### 1. 試験の実施時期

##### （1）許可申請の場合

原則として11月10日から11月17日までの間におけるいずれかの日に実施する。

##### （2）譲渡譲受認可申請の場合

###### ① 初試験

原則として、1月に受付ける申請について3月10日から3月17日まで、5月に受付ける申請について7月10日から7月17日まで、9月に受付ける申請について11月10日から11月17日までの間のいずれかの日に実施する。

###### ② 再試験

原則として初試験の実施月の4ヶ月後とする。

##### （3）相続認可申請の場合

随時実施する。

#### 2. 試験回数

##### （1）許可申請

1回の申請について、1回（初試験のみ）とする。

##### （2）譲渡譲受及び相続認可申請

1回の申請について、初試験を実施し、不合格となった者に対しては再試験を実施する。

### 3. 出題範囲及び設問形式等

次のとおりとする。

	法令試験	地理試験
出題範囲	別表のとおり	申請する営業区域内の地名、道路、交差点、主要公共施設、河川、橋、公園、名所・旧跡等の名称及び場所、主要ターミナル等周辺の交通規制、その他個人タクシー事業の遂行に必要な地理に関する事項
設問方式	○×方式及び語群選択方式	○×方式及び選択肢方式（語群選択及び地図上の番号を選択する方式）
出題数	40問（ただし、タクシー業務適正化特別措置法の指定地域（以下「指定地域」という。）については、同法に係る問題を5問付加し45問とする。）	30問
配点	1問1点	1問1点
合格基準	36点以上（ただし、指定地域に係る試験は41点以上とする。）	27点以上
試験時間	50分（ただし、指定地域に係る試験は60分とする。）	50分

### 4. 試験終了後の取扱い

#### （1）試験結果の公表等

- ① 法令・地理試験の実施結果に基づき、試験実施月の翌月に次の事項を関東運輸局報に掲載するとともに、関東運輸局及び関係運輸支局の掲示板に掲示する方法で公表する。
  - （1）申請者数
  - （2）合格者数
  - （3）法令試験、地理試験受験者のそれぞれの最高点、最低点及び平均点
- ② 試験問題は、試験終了後の持ち帰りを認め、これにより問題の公表とする。

## (2) 合格者の取扱い

合格者に対しては、(1)①の公表と同時に申請に係る挙証資料の提出期限又は提示等の日時を通知する。

## (3) 不合格者の取扱い

### ① 許可申請者の場合

却下処分とする。

### ② 譲渡譲受及び相続認可申請者の場合

初試験の者については、再試験の通知を行い、再試験の者については、却下処分とする。

## 5. その他

(1) 試験の実施日時、場所については、事前に関東運輸局報に公示するとともに受験者あてに通知する。

(2) 「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可及び譲渡譲受認可申請事案の審査基準について」（平成13年12月27日付け関自旅2第6490号）のI.10.のただし書きに基づき地理試験の免除を申請する者に対しては、(1)の通知の際にその旨を明記する。

(3) 試験に欠席した者については、不合格とし却下処分とする。

(4) 許可申請後、申請した営業区域が緊急調整地域に指定された場合には、試験は行わないこととし、却下処分とする。

## 附 則

1. 本公示は、平成14年2月1日以降、管轄する陸運支局において受付ける申請について適用する。

### 2. 経過措置

平成14年については、本公示1.(2)①に「3月に受付ける申請については、4月20日から4月30日までの間のいずれかの日に実施する。」を加え適用する。

## 附 則（平成16年11月9日 一部改正）

1. 本公示は、平成17年1月1日以降、管轄する運輸支局において受付ける申請について適用する。

## 附 則（平成17年12月22日 一部改正）

1. 本公示は、平成18年1月1日以降、管轄する運輸支局において受付ける申請について適用する。

## 附 則（平成19年3月22日 一部改正）

1. 本公示は、平成19年4月1日以降、管轄する運輸支局において受付ける申請について適用する。

2. 平成19年3月31日以前に管轄する運輸支局において受付けた申請については、

なお従前の取扱いによる。

## 出題範囲

## 1. 道路運送法関係

- ① 道路運送法      ② 道路運送法施行令      ③ 道路運送法施行規則
- 
- ④ 旅客自動車運送事業運輸規則
- 
- ⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則      ⑥ 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款  
 ⑦ 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の許可等に付された期限の更新申請の審査及び取扱基準  
 ⑧ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について  
 ⑨ 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について  
 ⑩ タクシー・ハイヤー車両の表示に関する取扱通達の内容  
 ⑪ 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）の休止及び廃止の取扱いについて  
 （平成14年1月31日公示）  
 ⑫ 旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の規格及び指定事項について  
 （平成14年1月31日公示）  
 ⑬ 運転免許取消処分を受けた個人タクシー事業者の取扱い等について  
 （平成14年4月26日付け関自旅2第29号）  
 ⑭ タクシー業務適正化臨時措置法の施行について（「道路運送法に違反する運送の引受け又は継続の拒否要件」に限る。）（東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市の区域に限る。）  
 （昭和45年10月29日付け70東陸自1旅2第7848号）  
 改正（昭和53年5月17日付け78東陸自1旅2第1314号）  
 改正（平成7年2月21日付け関自旅2第376号）
- \* ⑥～⑩までは、申請する営業区域において、申請月の前月末現在有効なものであって、個人タクシー事業に関するものに限る。再試験の者についても、再試験の者以外の者と同様の内容とする。

## 2. タクシー業務適正化特別措置法関係（東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市の区域に限る。）

- ① タクシー業務適正化特別措置法      ② タクシー業務適正化特別措置法施行令  
 ③ タクシー業務適正化特別措置法施行規則  
 ④ タクシー業務適正化特別措置法関係通達  
 ⑤ タクシー乗り場及び乗車禁止地区に関する事項

## 3. 道路運送車両法関係

- ① 道路運送車両法  
 ・ 第1条（この法律の目的）      ・ 第11条（自動車登録番号標の封印等）  
 ・ 第12条（変更登録）      ・ 第13条（移転登録）      ・ 第15条（永久抹消登録）  
 ・ 第19条（自動車登録番号標等の表示の義務）  
 ・ 第20条第2項（自動車登録番号標の廃棄等）      ・ 第41条（自動車の装置）  
 ・ 第42条（乗車定員又は最大積載量）      ・ 第47条（使用者の点検及び整備の義務）  
 ・ 第47条の2（日常点検整備）      ・ 第48条（定期点検整備）  
 ・ 第49条（点検整備記録簿）      ・ 第54条第1項、第2項（整備命令等）  
 ・ 第57条（自動車の点検及び整備に関する手引）  
 ・ 第58条（自動車の検査及び自動車検査証）      ・ 第61条（自動車検査証の有効期間）  
 ・ 第62条（継続検査）      ・ 第66条（自動車検査証の備付け等）  
 ・ 第67条（自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査）  
 ・ 第69条第2項（自動車検査証の返納等）      ・ 第70条（再交付）
- ② 自動車点検基準  
 ・ 第1条第1号（日常点検基準）      ・ 第2条第1号（定期点検基準）  
 ・ 第4条（点検整備記録簿の記載事項等）
- ③ 道路運送車両の保安基準  
 ・ 第29条（窓ガラス）      ・ 第43条の2（非常信号用具）  
 ・ 第43条の3（警告反射板）      ・ 第43条の4（停止表示器材）  
 ・ 第50条（旅客自動車運送事業用自動車）  
 ・ 第53条（乗車定員及び最大積載量）
- ④ 自動車事故報告規則  
 ・ 第2条（定義）      ・ 第3条（報告書の提出）      ・ 第4条（速報）
- ⑤ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示  
 ・ ③に掲げる条項について具体的に定める事項

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験の実施についての一部改正について（新旧対照表）

（平成19年3月22日一部改正）

改 正 案	現 行
<p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業（以下「個人タクシー事業」という）に限る。）の許可並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）申請者に対して実施する法令及び地理の試験（以下「試験」という。）の実施方法等を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年 1 月 3 1 日</p> <p>関東運輸局長 上 子 道 雄</p> <p>記</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 試験終了後の取扱い</p> <p>(1) 試験結果の公表等</p> <p>① 法令・地理試験の実施結果に基づき、試験実施月の翌月に次の事項を関東運輸局報に掲載するとともに、関東運輸局及び関係運輸支局の掲示板に掲示する方法で公表する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>別表</p>	<p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の許可等に係る法令及び地理の試験の実施について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業（以下「個人タクシー事業」という）に限る。）の許可並びに譲渡譲受又は相続の認可（以下「許可等」という。）申請者に対して実施する法令及び地理の試験（以下「試験」という。）の実施方法等を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成14年 1 月 3 1 日</p> <p>関東運輸局長 上 子 道 雄</p> <p>記</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 試験終了後の取扱い</p> <p>(1) 試験結果の公表等</p> <p>① 法令・地理試験の実施結果に基づき、試験実施月の翌月に次の事項を関東運輸局報に掲載するとともに、関東運輸局及び関係陸運支局の掲示板に掲示する方法で公表する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>別表</p>
<p>出 題 範 囲</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 道路運送車両法関係</p> <p>① 道路運送車両法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1条(この法律の目的)</li> <li>・第11条(自動車登録番号標の封印等)</li> <li>・第12条(変更登録)</li> <li>・第13条(移転登録)</li> <li>・第15条(永久抹消登録)</li> <li>・第19条(自動車登録番号標等の表示の義務)</li> <li>・第20条第2項(自動車登録番号標の廃棄等)</li> <li>・第41条(自動車の装置)</li> <li>・第42条(乗車定員又は最大積載量)</li> <li>・第47条(使用者の点検及び整備の義務)</li> <li>・第47条の2(日常点検整備)</li> <li>・第48条(定期点検整備)</li> <li>・第49条(点検整備記録簿)</li> <li>・第54条第1項、第2項(整備命令等)</li> <li>・第57条(自動車の点検及び整備に関する手引)</li> <li>・第58条(自動車の検査及び自動車検査証)</li> <li>・第61条(自動車検査証の有効期間)</li> <li>・第62条(継続検査)</li> <li>・第66条(自動車検査証の備付け等)</li> </ul>	<p>出 題 範 囲</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3. 道路運送車両法関係</p> <p>① 道路運送車両法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1条(この法律の目的)</li> <li>・第11条(自動車登録番号標の封印等)</li> <li>・第12条(変更登録)</li> <li>・第13条(移転登録)</li> <li>・第15条(永久まつ消登録)</li> <li>・第19条(自動車登録番号標等の表示の義務)</li> <li>・第20条第2項(自動車登録番号標の廃棄等)</li> <li>・第41条(自動車の装置)</li> <li>・第42条(乗車定員又は最大積載量)</li> <li>・第47条(使用者の点検及び整備の義務)</li> <li>・第47条の2(日常点検整備)</li> <li>・第48条(定期点検整備)</li> <li>・第49条(点検整備記録簿)</li> <li>・第54条第1項、第2項(整備命令等)</li> <li>・第57条(自動車の点検及び整備に関する手引)</li> <li>・第58条(自動車の検査及び自動車検査証)</li> <li>・第61条(自動車検査証の有効期間)</li> <li>・第62条(継続検査)</li> <li>・第66条(自動車検査証の備付け等)</li> </ul>

- ・第67条(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)
- ・第69条第2項(自動車検査証の返納等)                      ・第70条(再交付)

② (略)

③ 道路運送車両の保安基準

- ・第29条(窓ガラス)                      ・第43条の2(非常信号用具)
- ・第43条の3(警告反射板)              ・第43条の4(停止表示器材)
- ・第50条(旅客自動車運送事業用自動車)
- ・第53条(乗車定員及び最大積載量)

④ (略)

⑤ (略)

- ・第67条(自動車検査証の記載事項の変更及び構造等変更検査)
- ・第69条第2項(自動車検査証の返納等)                      ・第70条(再交付)

② (略)

③ 道路運送車両の保安基準

- ・第29条(窓ガラス)                      ・第43条の2(非常信号用具)
- ・第43条の3(警告反射板)              ・第43条の4(停止表示器材)
- ・第50条(旅客自動車運送事業用自動車)
- ・第53条(乗車定員及び最大積載量)

④ (略)

⑤ (略)

附 則 (平成19年3月22日 一部改正)

1. 本公示は、平成19年4月1日以降、管轄する運輸支局において受付ける申請について適用する。